

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 5 日(木)午後1時30分から午後2時31分

2. 開催場所 辰野消防署 3 階第小会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(2人)

5 番	中村 智子
9 番	根橋 英男

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 競売・公売農地の買受適格認定について

報告事項

(1) 専決事項について

2月許可決定の4条1件、5条3件については、長野県農業会議から
2月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を
交付した。

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも、みなさんこんにちは。3月に入りまして日中は非常に暖かくなってまいりました。いろいろ農作業にも忙しくなる時期かと思えます。体のほうはまだ冬のような状態でございます、少しずつ慣らしていきたいなと思っております。また3月からは私の大嫌いな、花粉症の気がございます。2月・3月・4月というのは非常に厳しい時期でございますが、何とか乗り切らなきゃいけないかなと思っているところでございます。また本日の新聞には先日表彰のありました瀬戸ライスファームの二人のにっこりした写真が載っていました。ああいう形でいろいろ宣伝していただけてよかったなと思っております。跡継ぎもあるということも書いてあるし、これから先も明るくなってきたなと思っております。本当によかったと思っております。2月の行事でございますが、2月9日に遊休農地活用シンポジウムが長野市で開かれまして、赤羽さん、有賀さん、私、事務局と4人で行ってまいりました。講演では全国の遊休農地の活用方法の結果について話がございました。やはり全国レベルになりますと規模も大きいなというような感じを受けたところでございます。また長野県の事例といたしましては、ちょうどその日知事表彰を受けました伊那市の農事組合法人ですか、田原の地区の皆さん方が荒廃した桑畑を2年かかってやったということでございます。よくやったなあと話を聞いてまいりました。辰野町でもそういうところがあればまたそういうような形でもってやる団体等を探していきたいなと思っております。それから2月26日には長野県女性農業委員の会の第2回研修会がございました。女性の3人の委員と私それから事務局と5人で行ってまいりました。この席上、女性が輝く農業農村を目指してということで、そういう講演がございました。元気な農村は女性が輝いていると題しまして、シンポジウムというかパネルディスカッションがございました。この席上、二、三十代くらいの若い飯田市の女性とまた佐久のやっぱり三十代の農業やっておりますご夫婦、すばらしい討論を聞いてきたところでございます。よかったなあと思っております。女性ばかりでなく男性の委員の皆さん方にも聞いていただければなおいっそうよかったかなという気がしたところでございます。そんなようなことで2回ばかり行ってまいりました。また懸案でございま

した旅行についてもある方向出ましたのでまた今日事務局なりそちらのほうから話を詳細につきまして話をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。今日は平成26年度最後の委員会でございますが、また慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、3番の議事録の署名人について指名いたします、7番の下田委員、8番の野澤委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、4番の議事に入ります。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願ひいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。1番、大字伊那富…番地にお住まいのAさんが、所有農地であります、大字伊那富字若宮…番地、地目は畑、面積49㎡、大字伊那富字若宮…番地、地目は畑、面積84㎡、大字伊那富字荻原…番地、地目は畑、面積286㎡、合計3筆に住宅の新築をするための申請でございます。申請者は現在の住宅が老朽化しているため住宅を新築したい計画でございます。現在の住居は申請者の経営する会社の敷地内にあるため、取り壊した後は会社の用地として使用するという事です。申請地はJR飯田線羽場駅から500メートル以内にある農地であり、農地法第4条第2項第1号口の(2)の第2種農地、積極的2種農地にあたりますが、集落に接続しており問題ないと判断いたします。この件につきましては、尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは私のほうから現況について説明いたします。2月14日に有賀委員と施主でございますAさんの3人で立ち会ったところでございます。(場所の説明)境界は国調がありはっきりしておりました。また、道路は下にあります町道に道路接してございまして、これ町道でございます、3メートル50ございました。それから上下水道につきましてもこの町道に入っております。雨水につきましては地下浸透式を考えているようでございます。隣地につきましてはすべて個人の、Aさん本人の土地でございまして、その辺については問題ないということでございます。先ほどもお話のありましたとおり、老朽化した家は取り壊して、そこに新しく工場を新築したいということでございますので、よろしくご審議お願ひしたいと思います。何かご意見ご質問等ございましたらお願ひしたいと思います。何かご意見ありましたら。(「異議なし」の声)はい、異議なしということでございますので、この件につきまして、許可することといたします。次に第5条お願ひいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5 番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。1番、使用貸借権の設定でございます。先ほどの4条1番のAさんが所有いたします、大字伊那富字若…、地目は田、面積185㎡、大字伊那富字若宮…、地目は畑、面積138㎡、以上2筆を、Aさん経営のBが使用貸借し、駐車場とするための申請でございます。借受人は所有者であるAさんが経営する法人で、以前から従業員用の駐車場が不足していたため会社に隣接し先ほどの4条の申請地との間にある申請地を貸借して車10台分の社員駐車場とする計画です。申請地は先ほどと同様、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の第2種農地、積極的2種農地にあたりませんが、集落に接続しており問題ないと判断いたします。この件につきましても尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、私から説明させていただきます。2月14日に有賀委員とAさん3人で立ち会いました。(場所の説明)境界につきましては国調済みでしっかりしておりました。駐車場でございますので、隣接地の、隣接地につきましてはすべて熊谷さんの本人の土地でございますので問題ないということございまして、駐車場が少し足りないということでございますのでよろしくご審議お願いしたいと思います。何かご意見等ございましたら。「なし」の声異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。はい、ありがとうございました。2番についてお願いします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定であります。大字伊那富…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字南原…、地目は田、面積179㎡、大字伊那富字南原…、地目は田、面積181㎡、以上2筆を、大字伊那富…にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。申請者は現在借家に暮らしておりますが子供の成長に伴い手狭となったため申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したいという計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内でございますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では上島委員のほうから説明お願いいたします。

<4番上島委員>

はい、4番上島が報告します。この件は昨年12月に申請がありまして、12月21日に申請がありまして、内容はただいま事務局のほうでもって報告していただいたとおりでございまして、28日に宮原委員と私と申請者3名で現地を確認しましたところ、境界等ははっきりしており周りの道路は5メートルでありまして、(場所の説明)下水道等の設備があり、周りに少し農地がありますけれど日照問題等にはあまり問題ないと判断いたしましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございます。この2番につきまして何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。ありがとうございます、続きまして3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。南箕輪村…のAが所有します、大字樋口字樋口…、地目は畑、面積176㎡、大字樋口字樋口…、地目は畑、面積22㎡、以上2筆を、名古屋市市中村区新富町..丁目..番..号のBさんと、一宮市大宮..丁目..番..号のCさんが共同で取得し接骨院を新築するための申請でございます。申請者は現在名古屋市で接骨院を経営しておりますが、家族で長野に移住を希望しており子供の年齢的に今がよい時期であること、申請地隣接の購入できたため、その隣接である申請地で接骨院を開業したい計画でございます。またこの申請は計画変更も同時に提出されていますので同時にご審議願います。申請地および隣接の宅地は所有者であるAが社宅用地として農地法の許可を得て取得した土地でありましたが、会社の経営方針の変更により未着手のままとなっていたものでございます。申請地は上下水管の埋設された道路沿道で500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、荒神山公園と東部保育園がありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては栗沢委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

下田委員、栗沢委員、では栗沢委員よろしく申し上げます。

<16番栗澤委員>

16番の栗澤が説明いたします。(場所の説明)境とか道とか下水道は問題ありませんので事務局の発表のとおり、ありませんのでご審議をお願いします。

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。「異議なし」の声)はい、いいですかね、はい、この件につきまして異議なしということでございますので許可することといたします、どうもありがとうございました。次に4番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、賃貸借権の設定でございます。大字小野…のAさん所有の、大字小野字山口…番地、地目は田、面積1646㎡のうち1010㎡と、大字小野…番地、地目は田、面積2160㎡のうち2111㎡、大字小野…のBさん所有の、大字小野…番地、地目は田、面積1030㎡のうち162㎡、大字小野…のCさん所有の、大字小野字前門畑…番地、地目は田、面積842㎡のうち48㎡、以上4筆に、長野市柳町…番地のDが送電鉄塔建設工事の工事用地とするための一時転用申請でございます。申請地はすべて農振農用地にあたりますが、3ヶ月から5ヶ月の一時転用であり工事完了後の農地への復旧も確実に認められるため問題ないと思われま。この件につきましては、宇治委員、小澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、じゃ宇治さんお願いします。宇治委員。

<12番宇治委員>

12番宇治が報告申し上げます。2月12日にですね、小澤委員と私それからD2名の方ですね、立会いを行いました。先ほど事務局からもあったようにですね、中部電力が今ある鉄塔をはずしたり、また2箇所7メートル7メートルのを新設ということで鉄塔を建てる場所でございます。(場所の説明)地目としては田んぼになっておりまして、地籍調査は済んで杭等も完全に打ってありまして明確になっております。ということでご審議をお願いしたいと思います。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。この真ん中の川は小野川ですね。その隣接が国道で、鉄道と。そういう場所でございますが、何か、工事をするための一時借りてやりたいということでございますが、皆さん方のご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。（「異議なし」の声）賃貸でございます、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。次をお願いいたします。

<足助事務局次長>

5番、使用貸借権の設定でございます。大字伊那富…のAさんと、さいたま市見沼区堀崎町…のBさん共有で所有の、中央…、地目は田、面積785㎡を、所有者の一人でありますBさんが使用貸借し、太陽光発電施設を設置するための申請でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域内でございますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、では宮原委員お願いいたします。

<14番宮原委員>

14番宮原が報告いたします。2月10日に上島委員、竹淵委員、私3名で立会いをいたしました。（場所の説明）ここはAさんの長男であるBさんが県外で暮らしているということで今家は甥がとっているということでこの畑を右側斜線の部分を、左側の白い部分もこれもAさんの土地で、これを甥と長男と分筆して、実際は両方へ太陽光発電をつくるということですが、ここで出てきているのはこの土地を取得してここに建てると出てきておりますが、そのように設置していくらかでも費用の足しにしたいということで、ぐるわには柵をして、簡単な柵をやって子供が入ったりそういうことしないようにしたいということであります。ご審議のほどお願いします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございましたこの件につきまして、太陽光発電。まあ南箕輪は営農型ということで許可、今回は通ったということになっていましたね。ここについてはしっかりした転用をするということですが、「異議なし」の声）ご意見ございましたら。こういうケースこれからも出てくるかと思いますが、皆様方のご意見よろしく申し上げます。

<14番宮原委員>

周囲の人の了解はとるよう言っております。

<尾坂会長>

はい、しっかりとるよう言っておりますね。高さ的にどうしても斜めになりますから高いところが3メートルから4メートルになるかと思っておりますのでそのやり方についてもよく説明しておいてもらいたいと思っております。この件、ご質問等、これにつきまして、周囲は宅地化されている状況でございますので、いかがですか。柵しっかりとるという話ですね。

<飯澤事務局長>

今町でも生活環境の観点で太陽光発電も含めた再生エネルギーの発電の関係についての一定の基準でいいですかね、作ってまして、4月1日から施行する予定になっています。内容的にはそういった申請を出してもらうには一定の基準、10キロワット以上だったと思っておりますけれども、そういう発電の施設を作る場合には事業者開発者ですね、の責務、また住民の責務、いろいろありましてその中で要は住民の皆さんに説明をしてそれで理解を得て行うというような一定の要綱ができて、まあ農地転用の関係について検討していただければいいと思っておりますので、景観の面ですとかそういったものについてはそちらのほうで一定の制約が、制約というか基準ができて、説明してもらっているように思っておりますので、そちらのほうはいいと思っておりますので、参考にいただければと思います。

<尾坂会長>

ということは農地転用は農地転用でね、審査するというので、後ほかの事は4月以降はそれで審査すると。

<飯澤事務局長>

内容的には地域の皆さんの了解を得て、説明会が必要なときは説明会をして納得していただいた上で施工するというような内容になっております。

<尾坂会長>

はい、今回については、農地転用についてどう判断するかということでございますので、どうですか。(意見なし)ということでございますので、転用を許可することにいたします。ありがとうございます。以上でもって第1号議案を終わります。続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、お願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 16 件、32 筆、面積は 42558 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がありましたとおり16件で4万2千m²ということですが、何かご意見質問等ございましたら。

<14番宮原委員>

ちょっと、借受人の小林さんというのはどういう人か。

<千田事務局書記>

酪農家です。

<8番野澤委員>

作物のその他というのは何か。

<千田事務局書記>

作物コードで水稻・野菜・果樹・そば・その他しかないためその他が入っています。作物は牧草です。

<尾坂会長>

はい、じゃそれは仕方ないということで、この件につきまして、質問なければこのように決定するというのでよろしくお願いします。次に議案第3号競売購買農地の買受適格認定について事務局より説明をお願いします。

【農地法第3条の規定による競売・公売農地の買受適格認定について】

<足助事務局次長>

以前、5条の規定による競売公売農地の買受適格認定については審議したことがあるかと思われませんが、今回は農地法3条目的の買受適格者証明願でございます。3条の要件を満たすかどうかご審議をいただきたいと思っております。

1番、大字樋口…、地目は田、922 m²を、箕輪町大字中箕輪…のAさんが取得したいというものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は56aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、買受適格認定後3条申請時に地元農業委員さんには意見書をいただきますので、この件につきましての意見書はいただいておりません。以上です。

(競売・公売農地の適格認定について千田が説明)

<尾坂会長>

要するに、申請人が農地を買えるかという審査なんですね。ということのようでございます。審査した結果面積も5600m²ということでございますので、この件について何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「なし」の声)異議なしということでございますのでこの件について認定して、適格認定ですね、はい、ありがとうございます。次に報告事項(1)専決事項と(2)農地法第18条の規定による届出について説明をお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは専決事項報告事項ということで、2月許可決定の4条1件、5条3件については、長野県農業会議から2月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付したところであります。また、農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが3件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、この件、報告事項につきまして何か質問等ございましたら。(1)、(2)につきまして何かございましたら。(下田委員から利用権と合意解約のことについて説明あり)はい、ただいま説明がございましたが何かご意見ご質問ございましたら。なければこれ

につきましてこちらのとおりでいいかと思しますのでよろしく申し上げます。以上で議事につきましては終わりにいたします。その他、お願いいたします。

その他

○その他

旅行の日程等について足助事務局次長説明

平成27年7月9日(木)～11(土) 利尻・礼文方面

(確認事項)

見積額には一日目朝食三日目昼食は含まれていない

飛行機の発時間未定のためバスの出発時間も未定

予算が足りない場合はそれ以降までの積み立てで徴収か会費からの対応

○次回委員会開催日 4月 7日(火)午後1時30分～

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印